

協力企業求ム!



就職氷河期世代に 知る(見る・体験する)チャンスを!

就職氷河期世代のインターン（職場実習・体験） の受入れにご協力ください

※氷河期世代は、おおむね1993（平成5）年から2004（平成16）年に学校卒業期を迎えた世代を指しますが、この事業は、おおむね1968（昭和43）年4月2日から1988（昭和63）年4月1日まで生まれた方のうち、ハローワークが職場実習等を実施することが適当と認めた方が対象となります。

目的

就職氷河期世代インターン（職場実習・体験）は、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いているなど、雇用・労働の面でさまざまな課題に直面している就職氷河期世代の方々に、就労体験を通じて業種・職種に対する理解を深めていただくことを目的に実施するものです。

■ インターン（職場実習・体験）の内容 ■

従業員が実際に従事している業務の一部
または全体を体験・見学できるような内容。



■ 実施期間中のサポート ■

必要に応じて、労働局やハローワークの
担当者がサポート。



期間及び時間

- ▶ 2日から1週間程度
 - ▶ 1日当たり3時間以上
 - ▶ 見学も可
- ※当該事業所の所定労働時間を
超えない範囲内で設定できます。



期間
時間



安心
保険

保険の加入

インターン（職場実習・体験）
実施中、事故等により怪我をした
場合に備えて**保険に加入**しますの
で安心して実施していただけます。

謝金の支払い

受入れ人数1人あたり**最大5万5千円**の
謝金を労働局よりお支払いします。
・3時間以上 6時間未満 **2,750円/日**
・6時間以上 **5,500円/日**
※実施時間のみ（休憩時間は含まない）。
※謝金の対象は**10日間**が上限です。



謝金
支払



受入
には

対象者の受け入れ

ハローワークへ求人への提出がなく
ても受入可能です。
※もちろん事業所の皆様と本人の
希望により求人への紹介も可能

●職場体験実習後、面接を行い採用となった場合、**特定求職者雇用開発助成金**（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の対象となる可能性もあります。

※本事業は、就職氷河期世代の方に、安定就労に向けて職場体験を積んでいただくためのものです。実習終了後に受入先事業所に雇用義務が生じるものではありません。

◆◆就職氷河期世代インターン（職場実習・体験）実施の流れと手続き◆◆

1	受入れの相談、受け入れ条件票の作成・提出 ○インターンの希望者がいる場合、受入れを、労働局・ハローワークから事業主の皆さまに相談します。 ○受入れを承諾する場合、受け入れ条件票を提出していただきます。（この時点では、実施が決定しているわけではありません。）	<ハローワークに求人を出している場合> 求人についてインターンの受入れの相談があった場合、受入条件票の提出は不要です。
2	希望届の受取り ○希望者がいた場合、労働局又はハローワークから希望届を送ります。	5 インターン（職場実習・体験）の実施 ○参加者への業務指導をお願いします。
3	実施計画書の作成・提出 ○日程や内容等について調整し、実施計画書を作成・提出、労働局・ハローワークを通じて希望者に共有します。	6 報告書の作成・提出 ○インターン終了後、報告書・謝金振込先情報を作成、提出いただきます。
4	覚書の締結、実施決定 ○労働局と受入事業所の間で、保険の加入状況等について確認し覚書を締結いただきます。（保険の費用・手続きともに国負担）	7 謝金の受取り ○謝金を労働局よりお支払いします。 ・3時間以上6時間未満：2,750円/日 ・6時間以上：5,500円/日 受入人数1人当たり最大5万5千円 ※謝金の対象は、10日間が上限です。 ※実施時間のみ支払い対象となります。（休憩時間は含まない）

インターン受入れで期待できること

- ◇ミスマッチの防止・人材の見極めが出来ます
- ◇「やる気・本気度の高い方」の応募に繋がる可能性があります。
- ◇入社後のミスマッチや早期離職の防止が出来ます。

受入れをした事業所の声

- 社員の教育やモチベーションの向上にも繋がった。
- 入社後の早期離職を防ぐにあたり、向き、不向きを理解いただくためにも体験実習は有効と感じた。

必要書類の様式は、沖縄労働局のホームページへ掲載しています。ダウンロードしてご利用ください。

【提出先】 沖縄労働局職業安定部 訓練課

■郵送■ 〒900-0006
 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階

お問い合わせ先

担当：濱川・平良 TEL：098-868-3877